

第5編 災害復旧復興対策

第1篇 総 則

第2篇 災害予防対策

第3篇 自然災害応急対策

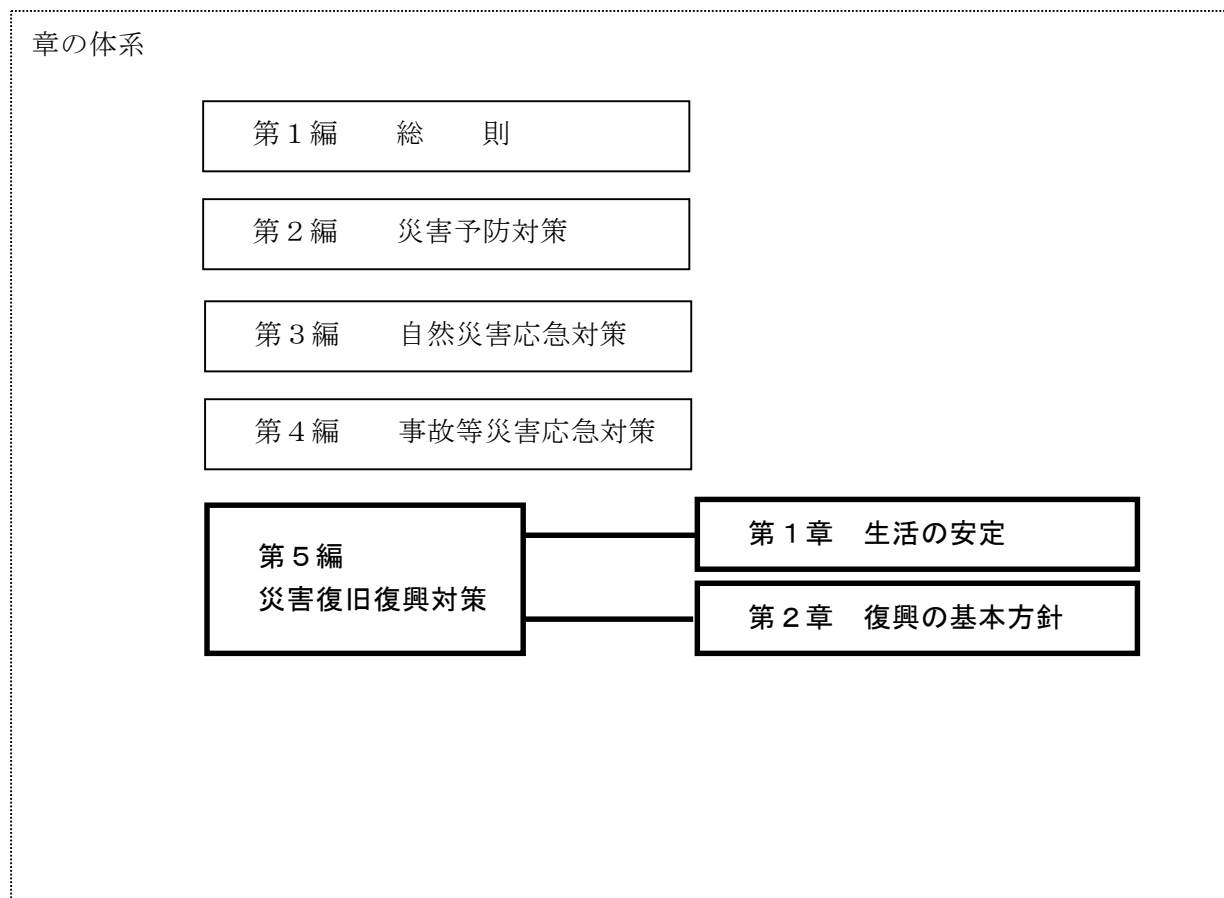
第4篇 事故等災害応急対策

第5篇 災害復旧復興対策

資 料 編

第1章 生活の安定	1
第2章 復興の基本方針	14

第1章 生活の安定



第1章 生活の安定

第1節 復旧事業の推進	2
第2節 被災者の生活確保	6
第3節 中小企業等の復興支援	13

第1節 復旧事業の推進

被災した公共施設の復旧は、単なる原形復旧にとどまらず、再度の被害の発生を防止するため、市、府をはじめ防災関係機関は、応急復旧終了後、被害の程度等を十分に検討して必要な施設の新設、又は改良を積極的に実施するとともに、関連事業との調整を図り、災害復旧の効果が十分発揮できるよう考慮するものとする。

第1 災害復旧事業計画

被災箇所は原形に復旧することが原則であるが、再度の被害発生を防止する必要上改良を要すると認められる箇所については検討の上、復旧計画を樹立する。災害復旧事業の種類は、以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ① 河川公共土木施設災害復旧事業
- ② 道路公共土木施設災害復旧事業
- ③ 単独災害復旧事業
 - ア. 河川災害復旧事業
 - イ. 道路災害復旧事業

(2) 都市災害復旧事業

- ① 街路災害復旧事業
- ② 下水道施設災害復旧事業
- ③ 都市排水施設災害復旧事業
- ④ 公園等施設災害復旧事業
- ⑤ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）

(3) 農林水産施設災害復旧事業

- (4) 農業土木施設災害復旧事業
- (5) 上水道施設災害復旧事業
- (6) 住宅災害復旧事業

第2 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、主要幹線から復旧を行い、その他応急措置に必要な路線を確保する。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 道路の陥没、又は欠損により交通が不可能又は著しく困難であるもの。
- (2) 道路の陥没、又は欠損で、これを放置することにより二次的被害を生ずるおそれがあるもの。

第3 河川

河川管理者は、河川が洪水等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、効果的な復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

- (1) 堤防の破壊、護岸・河川の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- (2) 堤防、護岸等の決壊のおそれのあるもの。
- (3) 河川の流水の疎通を著しく阻害するもの。
- (4) 護岸等の決壊で、これを放置することにより著しい被害を生ずるおそれのあるもの。

第4 教育施設

教育施設の復旧は、早期に正常な授業が行えるように関係業者を動員して応急復旧工事を行い、その後恒久的に建築の基本計画により、検討のうえ新改築工事を施工する。

第5 水道施設

水道施設の復旧は、関係業者を動員し、一刻も早く各家庭に対し給水できるよう実施する。

第6 農地等

農地及び農業用施設が被害を受け、耕作の継続が不可能又は著しく困難となった場合は、速やかに復旧事業を行うものとする。

第7 その他の公共施設等

医療施設、社会福祉施設等については、被害状況を速やかに調査したうえで緊急度に応じ効果的に復旧を図るものとする。

第8 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事・市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される主な事業は次のとおりである。

- (1) 法律による一部負担又は補助
 - ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
 - ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
 - ③ 公営住宅法
 - ④ 土地区画整理法
 - ⑤ 海岸法
 - ⑥ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - ⑦ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ⑧ 予防接種法
 - ⑨ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。
 - ⑩ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧事業及び府の関係部局

第5編 災害復旧復興対策

第1章 生活の安定

復旧事業名	根拠条項	府関係部局
<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設災害復旧事業 ・公共土木施設災害関連事業 ・公立学校施設災害復旧事業 ・公営住宅又は共同施設の建設又は災害復旧事業 ・生活保護施設災害復旧事業 ・児童福祉施設災害復旧事業 ・老人福祉施設災害復旧事業 ・身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ・精神薄弱者援護施設災害復旧事業 ・婦人保護施設災害復旧事業 ・感染症指定医療機関の災害復旧事業 ・感染症予防事業 ・堆積土砂排除事業（公共的施設区域内） ・堆積土砂排除事業（公共的施設区域外） ・湛水排除事業 	<p>3条①</p> <p>3条②</p> <p>3条③</p> <p>3条④</p> <p>3条⑤</p> <p>3条⑥</p> <p>3条⑥の2</p> <p>3条⑦</p> <p>3条⑧</p> <p>3条⑨</p> <p>3条⑩</p> <p>3条⑪</p> <p>3条⑫</p> <p>3条⑬</p> <p>3</p> <p>条⑭</p>	<p>環境農林水産部、都市整備部</p> <p>環境農林水産部、都市整備部</p> <p>府教育委員会</p> <p>住宅まちづくり部</p> <p>健康福祉部</p> <p>健康福祉部</p> <p>健康福祉部</p> <p>健康福祉部</p> <p>健康福祉部</p> <p>健康福祉部</p> <p>健康福祉部</p> <p>健康福祉部</p> <p>環境農林水産部、都市整備部</p> <p>環境農林水産部、都市整備部</p> <p>環境農林水産部、都市整備部</p>
<p>農林水産業に関する特別の財政援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置 ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 ・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ・共同利用小型漁船の建造費の補助 ・森林災害復旧事業に対する補助 	<p>5条</p> <p>6条</p> <p>7条</p> <p>8条</p> <p>9条</p> <p>10条</p> <p>11条</p> <p>11条の2</p>	<p>環境農林水産部</p> <p>環境農林水産部</p> <p>環境農林水産部</p> <p>環境農林水産部</p> <p>環境農林水産部</p> <p>環境農林水産部</p> <p>環境農林水産部</p> <p>環境農林水産部</p>
<p>中小企業に関する特別の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・小規模企業者等設備導入資金等助成法による貸付金等の還償期間等の特例 ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例 	<p>12条</p> <p>13条</p> <p>14条</p> <p>15条</p>	<p>商工労働部</p> <p>商工労働部</p> <p>商工労働部</p> <p>商工労働部</p>

その他の財政援助措置		
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	16条	府教育委員会
私立学校施設災害復旧事業に対する補助	17条	生活文化部
市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例	19条	健康福祉部
母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例	20条	健康福祉部
水防資機材費の補助の特例	21条	都市整備部
罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	22条	住宅まちづくり部
産業労働者住宅建設資金融通の特例	23条	住宅まちづくり部
公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設 及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助	24条	総務部、都市整備部 府教育委員会 環境農林水産部
雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	25条	商工労働部

第2節 被災者の生活確保

市及び府は、災害により被災した市民がその痛手から再起更生するよう金融措置、流通機関の回復、市民災害応急仮設住宅から恒久・良質な住宅に切り替えを図るとともに、雇用機会の確保及び失業給付等を実施し、被災者の生活の安定を図るものとする。

第1 金融措置

1. 市税の徴収猶予及び減免

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は藤井寺市災害による被災者に対する市税の減免に関する条例により市税の緩和措置として、事態に応じ納税期限の延長、徴収猶予及び減免措置をとる。

(1) 納期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出、又は市税を納付できないと認められるときは、その申請により2ヶ月以内の期限（特別徴収義務者については30日以内）において市税の納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置をとる。

(4) 減免等

被災した納税義務者に対し、必要と認められる場合は、その者の申請に基づき、市民税、固定資産税、都市計画税の減免及び納入義務の免除を行う。

2. 国民健康保険料の減免

市は、藤井寺市国民健康保険条例第24条に基づき、災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者について特に必要がある場合は、国民健康保険料を減免する。

3. 国税の減免及び徴収猶予等

国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。また、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

4. 府税の減免及び徴収猶予等

府は、地方税及び大阪府税条例に基づき、府税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。

5. 災害弔慰金等の支給と災害援護資金の貸付（藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例）

(1) 災害弔慰金

① 支給対象

政令で規定する災害により死亡した市民の遺族

② 支給額

死亡者が生計維持者である場合 500万円

その他の場合 250万円

ただし、死亡者がその死亡に係る災害について既に次の災害障害見舞金の支給を受けている場合はその額を控除した額とする。

(2) 災害障害見舞金

① 支給対象

政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に、次に掲げる程度の障害の一つに該当した市民

ア. 両眼が失明したもの

イ. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの

ウ. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

エ. 腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

オ. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの

カ. 両上肢の用を全廃したもの

キ. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの

ク. 両下肢の用を全廃したもの

ケ. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が全各号と同程度以上と認められるもの

② 給額

生計維持者の場合 250万円

その他の場合 125万円

(3) 災害援護資金

① 貸付対象

災害救助法による救助の行われた災害その他政令で定める災害により、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主

② 貸付限度額

1 災害における1世帯当たりの貸付限度額は次の表により、それぞれの区分に応じ掲げる額とする。

	被 害	金 額
療養に要する期間が おおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷	家財についての被害額がその価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という）及び住居の損害がない場合。	150万円
	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円

(以下「世帯主の負傷」という。)がある場合	住居が半壊した場合（被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	270万円 (350万円)
	住居が全壊した場合	350万円
世帯主の負傷がない場合	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
	住居が半壊した場合（被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	170万円 (250万円)
	住居が全壊した場合（下欄に該当する場合を除く）（被災した住居と立て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合）	250万円 (350万円)
	住居の全体が滅失もしくは流出した場合	350万円

③ 利率

年3%（据置期間は無利子）

④ 据置期間

3年（特別の事情のある場合は5年）

⑤ 償還期間

10年（据置期間を含む）

⑥ 償還方法

半年賦償還

(4) 災害見舞金等（藤井寺市災害見舞金等支給条例）

① 支給対象

本市に存する現に自己の居住の用に供している家屋が、災害により次のいずれかに該当する被害を受けた場合、その居住者に対し支給する。（同一の災害により被害が重複した場合、災害見舞金の併給は行わない。）また、弔慰金については、その遺族に対し支給する。

② 支給額

支給額は次のとおりとする。ただし天災その他非常災害が災害救助法の適用を受けたときは、支給額を減額し又は支給しないことがある。

被害の程度	金額
(1) 死亡	50,000円
(2) 建物の全壊、全焼、流失	50,000円
(3) 建物の半壊、半焼	30,000円
(4) 火災による水損	15,000円
(5) 建物の床上浸水	10,000円

* (2)～(3)は、現に住居の用に供している専用住宅に限る。

6. 府災害見舞金

府は、「大阪府災害見舞金内規」に基づき、被災世帯に対して見舞金を支給する。

7. 生活福祉資金の災害援護資金貸付（社会福祉協議会）

大阪府社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、府内居住の低所

得者世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立再生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、「5.(3) 災害援護資金」の対象者を除いた低所得者世帯を対象とする。なお、申込み相談窓口は、藤井寺市社会福祉協議会が行なう。

第2 流通機能の回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と経済の復興の促進を図る。

1. 商品の確保

市及び府は、生活必需品をはじめとする各種商品の在庫量を把握し、不足量については、国、他府県、企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させるよう努める。

鉄道事業者及び道路管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

2. 消費者情報の提供

市及び府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、心理的パニックを防止する。

第3 住宅の確保

市及び府は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保するものに対して支援を行う。

1. 住宅復興計画の策定

市及び府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災者の実状に沿った施策を推進する。

2. 相談窓口の設置

府は、住宅に関する相談窓口を設置し、府民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

- (1) 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供
- (2) 住宅修繕など建設業者に関する相談・情報の提供
- (3) 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供
- (4) 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

3. 公共住宅の供給促進

市及び府は、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

- (1) 公営住宅、公社・都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

- (2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

- (3) 特定優良賃貸住宅の斡旋

自力での住宅確保が困難な被災者に対して、優良賃貸住宅の斡旋を行う。

4. 民間賃貸住宅の建設支援（大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等）

府は、住宅金融公庫を利用し、優良な民間賃貸住宅を建設する者に対して利子補

給を行い、被災住民の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。

5. 災害復興住宅資金の貸付

- (1) 住宅金融公庫は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。
- (2) 府は、住宅金融公庫の災害復興住宅資金貸付等を利用する被災者に対し低利の融資をあっ旋し、取扱金融機関に対し利子補給するなど助成制度を創設して、個人住宅の取得促進、建替促進及び修繕・改築の支援を行う。

6. 罹災都市借地借家臨時処理法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

第4 雇用機会の確保

災害時における離職者の就職については、府が公共職業安定所を通じてあっ旋を図るので、市域における離職者の把握と職業あっ旋の要請を行う。

第5 被災者生活再建支援金

1. 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ大阪府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

2. 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害。
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害。
- ④ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害。

(3) 支給対象世帯

自然災害により、

- ・ 住宅が全壊した世帯
- ・ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ・ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

- ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢等が下表の区分に該当する世帯が対象になる。

収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
		複数世帯	単数世帯
500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問わない。	300万円	225万円
500万円超 700万円以下の世帯	被災日において世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯	150万円	112.5万円
700万円超 800万円以下の世帯	被災日において世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯		

(4) 支給金額

下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。

	合 計		
		①～④	⑤～⑧
複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円
単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円

- ① 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
- ② 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
- ③ 住居の移転費又は移転のための交通費
- ④ 住宅を貸借する場合の礼金
- ⑤ 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）
- ⑥ 住宅の解体（除却）・撤去・整地費
- ⑦ 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息
- ⑧ ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費

（注1）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度）

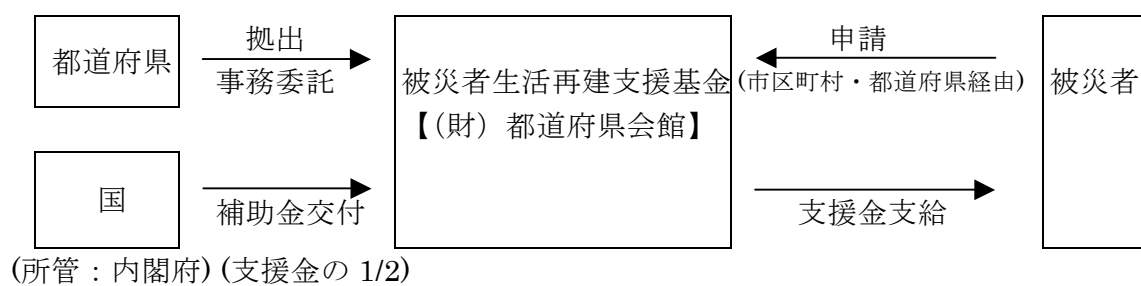
（注2）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給

（注3）他の都道府県に移転する場合は、⑤～⑧それぞれの限度額の1/2

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。

第5編 災害復旧復興対策
第1章 生活の安定



第3節 中小企業等の復興支援

被災地の経済復興を担う中小企業に対し、その自立的復興を支援するために必要な各種財政援助・助成措置を講じるとともに、その内容に関する広報を積極的に行う。さらに各種制度の適用についての相談窓口等を設け、個々の事情に即した弾力性のある対応に努める。

第1 中小企業の復興支援

1. 政府系金融機関の融資

(1) 中小企業金融公庫

被災者に対し、災害の程度に応じて、そのつど融資条件を定める災害復旧貸付を行う。

(2) 国民生活金融公庫

被災者に対して必要であると認めるときは、次の措置を取ることがある。

- ① 債務者に対して償還期間を延長する。
- ② 新たに貸受ける時は、据置期間、償還期間を延長する。
- ③ 災害の状況により利率を引下げる。

(3) 商工組合中央金庫

商工組合中央金庫は、激甚災害を受けた中小企業及び中小企業等協同組合などで、災害救助法が適用された地域内に事業所を有するものに対して、その再建資金を貸付ける

2. 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

被災した中小企業者等に対し、災害復旧又は経営安定のための資金を貸し付ける。

第2 農業関係融資

(1) 天災融資資金（天災融資法）

(2) 農林漁業金融公庫資金

(3) 大阪府農林漁業経営安定化資金

第2章 復興の基本方針

被災地における災害からの復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

第1 基本方針の決定

市及び府は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国及び関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行う。

第2 原状復旧

原状復旧を基本とする場合は、再度の災害に備え可能な限りの方法で復旧を行う。

第3 復興計画の作成

大規模災害により市域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要する複雑かつ高度な大規模事業となる。

このため、市及び府は、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。

1. 復興目標年度の設定

計画の復興目標年度は、災害の規模を勘案し、早期に決定する。

2. 復興計画策定の留意点

- (1) 復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国及び府との連携などにより、必要な体制を整備する。
- (2) 住民の生活安全と環境保全に配慮した災害に強いまちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。

3. 復興計画策定委員会の設置

市民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを目指し、復興に関する基本方針などを検討・推進するため、必要に応じ、市関係部局の職員、防災関係機関の代表者及び学識経験者等から構成する復興計画策定委員会を設置する。